

令和3年度の検査結果及び総合的な評定並びに令和4年度の検査計画

令和4年5月25日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和3年度の原子力規制検査の結果に基づいて実施した総合的な評定及び令和4年度の検査計画の了承について諮るものである。

また、次の事項についてもあわせて報告するものである。

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所について、令和3年度の実施計画検査¹の結果及び令和4年度実施計画検査の計画
- ・令和3年度に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）又は船舶安全法に基づき実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

2. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

総合的な評定²は、原子力規制検査等実施要領に基づき実施した。なお、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所については、令和2年度の検査指摘事項の重要度「赤」による追加検査が継続中であることを踏まえて評価する。

(1) 各原子力施設の総合的な評定

各原子力施設の総合的な評定は、安全実績指標及び検査指摘事項の重要度評価等を踏まえ、別紙2のとおり了承いただきたい。

総合的な評定の概要は以下のとおりである。

①検査指摘事項が確認されなかった施設（86施設）

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」³であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

¹法第64条の3第7項の検査をいう。ここではそのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第2号に規定する検査、同項第3号に規定する検査及び同第4号に規定する検査を対象とする。

²法第61条の2の2第7項の規定により、原子力規制検査の結果に基づき事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするもので、同条第7項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。

³核燃料施設等の安全実績指標は「追加対応なし」。また、建設中で報告すべき安全実績指標の値がない施設及び政令第41条非該当施設等を含める。

②検査指摘事項の重要度「緑」、深刻度「S L IV」が確認された施設⁴（36 施設）

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（7 施設）

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

(2) 令和4年度の検査計画

各原子力施設の総合的な評定等を踏まえ、令和4年度の検査計画は、別紙3のとおり了承いただきたい。

検査計画の概要は以下のとおりである。

①検査指摘事項が確認されなかった施設

令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

②検査指摘事項の重要度「緑」、深刻度「S L IV」が確認された施設⁵

令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に基づく追加検査を継続する。基本検査は、検査のサンプル数を増やし、核物質防護のチーム検査を4回とする（昨年度と同数）。

④政令第41条非該当施設等

政令第41条非該当施設等については34の使用者を対象として行う。(別紙3の④参照)

⁴ 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

⁵ 核燃料施設等については、「追加対応なし」の検査指摘事項が確認された施設。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

(3) 総合的な評定の通知について

総合的な評定については、法第61条の2の2第9項の規定及び原子力規制検査等実施要領に基づき、別紙4のとおり、事業者等に結果を通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し公表することについて了承いただきたい。

3. 福島第一原子力発電所の令和3年度実施計画検査の結果及び検査の計画

令和3年度実施計画検査の結果及び令和4年度実施計画検査の計画は、別紙5のとおり。

令和3年度実施計画検査の結果、施設定期検査については、原子炉圧力容器・格納容器注水設備等の性能検査を実施し、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。また、保安検査については、放射性廃棄物管理等を重点項目として検査を実施した結果、放射性廃棄物管理について1件の検査指摘事項があり、軽微な違反と評価した。核物質防護検査では、実施計画違反はなかった。

令和4年度実施計画検査の計画については、前述の検査結果を踏まえ、令和3年度第73回原子力規制委員会（令和4年3月23日）で了承された令和4年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針⁶に基づき策定した。施設定期検査については、重点的に検査を行う施設を具体的に記述し、保安検査については、廃炉全般の視点に加えて放射性廃棄物管理を検査対象として明確に位置付けた。

4. 核燃料物質輸送における防護措置の確認結果

令和3年度に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は船舶安全法に基づき国土交通大臣が実施した核燃料物質輸送における防護措置の確認結果は、次のとおり。

(1) 確認状況（別紙6参照）

令和3年度中、輸送事業者等の提出した「輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書」の内容について防護措置が適切なものであることを確認するとともに、輸送前に現場において実際の防護措置の確認を行った。

(2) 確認結果

特に問題はなかった。

⁶ <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000718.html>

(添付資料)

- 別紙 1 令和 3 年度検査実績
- 別紙 2 令和 3 年度原子力規制検査の総合的な評価
- 別紙 3 令和 4 年度検査計画
- 別紙 4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について
- 別紙 5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和 3 年度実施計画検査の結果及び令和 4 年度実施計画検査の計画
- 別紙 6 令和 3 年度核燃料物質輸送における防護措置確認実施状況一覧

参考資料 安全実績指標（原子力規制検査等実施要領より引用）

監視領域		安全実績指標	時期	規則		
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 	第5条第1号（実用発電用原子炉施設にのみ適用）		
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数				
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数				
	影響緩和	④安全系の使用不能時間割合	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去12四半期（3年） 			
		<table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・原子炉隔離時冷却系 ・低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> <tr> <td>PWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系 ・補助給水系 ・低圧注入系 ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> </table>			BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・原子炉隔離時冷却系 ・低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系
	BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・原子炉隔離時冷却系 ・低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 				
	PWR	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入系 ・補助給水系 ・低圧注入系 ・非常用交流電源 ・原子炉補機冷却水系・海水系 				
	閉じ込めの維持	⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 			
		⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率（基準値に対する割合）				
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素 131 濃度（基準値に対する割合）				
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練サイクルごと ・評価期間は過去1年以内 				
	⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）					
	⑩重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 				
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> ・年度ごと 	第5条第2号		
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数				
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量（5mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数				
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合（立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごと ・評価期間は過去4四半期（1年） 	第5条第3号		

規則：原子力規制検査等に関する規則

(別紙 2)**令和3年度原子力規制検査の総合的な評価**

原子力施設		総合的な評価*	通知文(別紙4)の別紙	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	②	別紙2-1
		2号機	②	別紙2-1
		3号機	②	別紙2-1
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	①	別紙2-2
		2号機	②	別紙2-4
	女川原子力発電所	1号機	②	別紙2-3
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	②	別紙2-5
		2号機	②	別紙2-5
		3号機	②	別紙2-5
		4号機	②	別紙2-5
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	③	別紙2-6
		2号機	③	別紙2-6
		3号機	③	別紙2-6
		4号機	③	別紙2-6
		5号機	③	別紙2-7
		6号機	③	別紙2-8
日本原子力発電株式会社	東海発電所	—	②	別紙2-10
	東海第二発電所	—	②	別紙2-11
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	②	別紙2-12
		2号機	②	別紙2-12
		3号機	②	別紙2-12
		4号機	②	別紙2-12
		5号機	②	別紙2-12
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	①	別紙2-13
		2号機	①	別紙2-13
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	①	別紙2-14
		2号機	②	別紙2-15
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	①	別紙2-16
		2号機	①	別紙2-16
		3号機	②	別紙2-17
	大飯発電所	1号機	②	別紙2-18
		2号機	②	別紙2-18
		3号機	②	別紙2-19
		4号機	②	別紙2-20
	高浜発電所	1号機	②	別紙2-21
		2号機	②	別紙2-22
		3号機	②	別紙2-23
4号機		②	別紙2-24	
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	①	別紙2-25
		2号機	①	別紙2-25
		3号機	①	別紙2-25
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	②	別紙2-26
		2号機	②	別紙2-26
		3号機	②	別紙2-26
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	①	別紙2-27
		2号機	①	別紙2-27
		3号機	②	別紙2-28
		4号機	①	別紙2-27
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	②	別紙2-29
		2号機	①	別紙2-30

電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	①	別紙 2-3 1
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		②	別紙 2-3 2
	再処理事業所廃棄物管理施設		①	別紙 2-3 3
	濃縮・埋設事業所加工施設		①	別紙 2-3 3
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-3 3
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①	別紙 2-3 3
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		②	別紙 2-3 4
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 5
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所の廃棄物管理施設		①	別紙 2-3 6
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 JRR-3		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 JRR-2		①	別紙 2-3 6
	原子力科学研究所 JRR-4		①	別紙 2-3 6
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①	別紙 2-3 6
	新型転換炉原型炉ふげん		①	別紙 2-3 6
	高速増殖原型炉もんじゅ		①	別紙 2-3 6
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 6
	人形峠環境技術センター加工施設		①	別紙 2-3 6
青森研究開発センター原子力第 1 船原子炉施設		①	別紙 2-3 6	
日本核燃料開発株式会社	核燃料物質使用施設		②	別紙 2-3 7
三菱原子燃料株式会社	加工施設		①	別紙 2-3 8
MHI 原子力研究開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙 2-3 9
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	別紙 2-4 0
学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所		①	別紙 2-4 1
株式会社日立製作所	王禅寺センタ HTR		①	別紙 2-4 2
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1		①	別紙 2-4 3
	原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設		①	別紙 2-4 3
	原子力技術研究所 NCA		①	別紙 2-4 3
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	加工施設		②	別紙 2-4 4
学校法人立教学院	立教大学原子力研究所		①	別紙 2-4 5
学校法人近畿大学	原子力研究所 UTR		①	別紙 2-4 6
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①	別紙 2-4 7
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-4 7
	複合原子力科学研究所 KUR		①	別紙 2-4 7
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①	別紙 2-4 8
	熊取事業所加工施設		①	別紙 2-4 8
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		①	別紙 2-4 9
青森県原子力センター	青森市駐在（核燃料物質使用施設）		①	別紙 2-5 0
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	青森研究開発センター（核燃料物質使用施設）		①	別紙 2-5 1

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-52
国立大学法人秋田大学国際資源学研究所附属鉱業博物館	①	別紙2-53
福島県環境創造センター福島支所	①	別紙2-54
JX金属株式会社磯原工場	①	別紙2-55
原子燃料工業株式会社東海事業所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-56
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-57
防衛省航空自衛隊第3補給処	①	別紙2-58
株式会社日本箱産業	①	別紙2-59
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	①	別紙2-60
日本中央競馬会新潟競馬場	①	別紙2-61
北陸電力株式会社志賀原子力発電所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-62
株式会社日本トロン開発協会山梨営業所	①	別紙2-63
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山	①	別紙2-64
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	①	別紙2-65
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	①	別紙2-66
大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	①	別紙2-67
有限会社イーファーム	①	別紙2-68
国立大学法人京都大学工学部放射実験室	①	別紙2-69
原子燃料工業株式会社熊取事業所(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-70
国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学アイソトープ総合実験室	①	別紙2-71
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(核燃料物質使用施設)	①	別紙2-72
帝人株式会社岩国開発センター	①	別紙2-73
独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	①	別紙2-74
三井金属鉱業株式会社三池事務所	①	別紙2-75
旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	①	別紙2-76

※：①、②、③の区分は以下のとおり

①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」¹であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②検査指摘事項の重要度「緑」、深刻度「S L IV」が確認された施設²

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 検査指摘事項が確認されたが、重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

¹ 核燃料施設等の安全実績指標は「追加対応なし」。また、建設中で報告すべき安全実績指標の値がない施設及び政令第41条非該当施設等を含める。

² 核燃料施設等については、重要度及び安全実績指標は「追加対応なし」。また、深刻度評価のみ行った案件を含める。

北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備（緑、SLIV（通知なし））【第4四半期】

原子力検査官が、泊発電所管理事務所内に設けられた緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検状況について確認したところ、事業者はよう素フィルタの点検計画を定めておらず、令和4年2月によるよう素フィルタを交換するまでの15年9か月間、よう素フィルタの除去効率を確認する検査を実施していないことが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○泊発電所 1号機 B-ディーゼル発電機定期試験における起動失敗

○泊発電所 3号機 A-ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷

○泊発電所 火災感知器の不適切な設置

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所1号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。
なお、1号機に対しては、令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

取り違えた他人のIDカードを気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域へ入域していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東北電力株式会社女川原子力発電所 2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件及び深刻度評価のみ行った案件1件が確認された。

○女川原子力発電所 中央制御室換気空調系における是正処置の未実施（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

2号機中央制御室換気空調系逆流防止ダンパ計5台について、3号機同系の逆流防止ダンパの閉止不能を踏まえた是正処置対象設備としていたにもかかわらず約2年もの間、保全方式が見直されることなく点検が実施されていなかった。

○女川原子力発電所2号機制御建屋において不適切な作業計画により作業員が硫化水素によって被災した事象（S L IV（通知なし））【第3四半期】

制御建屋内において、硫化水素を吸い込んだことにより、協力企業作業員7名の体調不良者が発生した。

○女川原子力発電所における核物質防護事案（立入承認）（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

取り違えた他人のIDカードを気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域へ入域していたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件及び深刻度評価のみ行った案件1件が確

認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和3年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○福島第二原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

車両の入域許可証が、見張人が誤認しやすい様式となっていたもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】
事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

- 令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和3年4月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。
- フェーズⅠとして、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。
- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

- (3) その他事項
なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L I V（通知なし））【第 4 四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを 1 号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP 1～6 の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずの MP 7, 8, 9 の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP 7, 8, 9 については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

○柏崎刈羽原子力発電所 5 号機 非常用ガス処理系が動作可能であることの確認不備（緑、S L I V（通知なし））【第 4 四半期】

事業者が中央制御室の操作器によって非常用ガス処理設備（A）入口隔離弁を開操作したところ、開動作しないことが確認された。事業者による調査の結果、入口隔離弁（A）操作回路の継電器が動作不良であることが判明した。

当該継電器の動作試験が平成 2 4 年 4 月に行われた後、令和 4 年 2 月まで行われていなかったことから、その期間に実施した使用済燃料に係る作業の際に、2 系統ある非常用ガス処理設備の 1 系統（A 系統）が自動起動しない可能性があった。

【追加検査】

○令和 2 年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和 3 年 4 月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を発出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズ I として、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関

係の詳細な調査等を行った。

○フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。

○令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLⅣ」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 6 号機 不適切な未然防止処置による中央制御室換気空調系外気取入れダンパ (A) の弁体の誤った組込み (緑、S L IV (通知なし))

【第 3 四半期】

6 号機において、中央制御室外気取入れダンパ (A) の弁体が誤った角度で組み込まれていたため、全開操作したところ、中間開度で動作停止した。この誤った角度での弁体の組込みは、過去に運転経験情報として入力されていたにもかかわらず、適切に反映されていなかった。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備 (緑、S L IV (通知なし)) 【第 4 四半期】

事業者がモニタリングポスト (以下「MP」という。) 測定値のトレンドを 1 号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP 1～6 の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずの MP 7, 8, 9 の低レンジ測定値が低い値のまま推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP 7, 8, 9 については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

○令和 2 年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和 3 年 4 月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズ I として、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。

- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

- 柏崎刈羽原子力発電所6号機 非常用ディーゼル発電機（A）24時間連続運転時の機関軸受（発電機側）軸封部からの油飛散及び復旧後の試運転時における白煙発生による停止

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 7 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 7 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における火災感知器の不適切な箇所への設置（緑、S LⅣ（通知なし））【第 3 四半期】

定期事業者検査中の柏崎刈羽原子力発電所 7 号機において、蓄電池室（区分Ⅳ）内の天井に据え付けられている火災感知器 4 台（熱感知器及び煙感知器各 2 台）のうち、煙感知器 1 台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で 1.5 m 以上離隔されていないことを検査官が確認した。その後、事業者が火災感知器の総点検を実施した結果、移設が必要な火災感知器が多数確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S LⅣ（通知なし））【第 4 四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを 1 号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP 1～6 の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずの MP 7, 8, 9 の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP 7, 8, 9 については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

○令和 2 年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和 3 年 4 月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズⅠとして、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。

- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L I V」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海発電所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 1 3 年 6 月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了し、平成 1 8 年 6 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東海発電所 換気系排気ダクトからの全粒子状物質試料採取が適切に実施できているか不確実な事案（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

廃止措置中の東海発電所において、使用済燃料冷却池建屋内の燃料スプリッタ貯蔵庫（H-1, H-2）換気系排気ダクト等の全粒子状物質試料を採取するノズルの形状及び採取位置について、全粒子状物質試料が均一に混合される状態が確実でないことを検査官が確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社東海第二発電所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海第二発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○東海第二発電所 緊急時対策室換気浄化設備の機能確認の不備（緑、S L I V（通知なし））【第 1 四半期】

事業者の内部監査において、東海第二発電所の緊急時対策室換気浄化設備の緊急時用フィルタユニットが 2 0 1 1 年以降適切に維持されていなかったことが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L I V」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1号機、2号機、3号機、4号機、5号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機及び2号機に対しては、平成21年11月に廃止措置計画が認可され、1号機は平成25年1月、2号機は平成27年2月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了している。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○浜岡原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第1四半期】

立入制限区域出入口において、破壊の用に供され得る物品の持込み点検が未実施だったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○敦賀発電所 2 号機 A ディーゼル発電機の不適切な保全による待機除外（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

事業者は A ディーゼル発電機負荷試験中に、A シリンダ冷却水ポンプ出口配管フランジ部（以下「配管フランジ部」という。）から水の滴下を確認した。事業者は、配管フランジ部の増し締めを行ったが漏えいの状況に改善は見られず、また漏えいが進展した場合における安全上のリスクを考慮し、当該 A ディーゼル発電機を待機除外とし、運転上の制限を満足していないと判断した。事業者が調査した結果、漏えいした配管フランジ部に誤った仕様のガスケットを取り付けていたことが原因と判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○敦賀発電所 2 号機 ボーリングコア柱状図データ書き換えの原因調査分析

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.htm

関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社美浜発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 4 件が確認された。

○美浜発電所 3 号機 タービン動補助給水ポンプの不適切な保全による待機除外（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

定期検査中の 3 号機において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への実注入試験を行っていたところ、ポンプ入口ストレーナにスラッジが蓄積してストレーナ差圧が上昇したため、当該ポンプを停止させ、待機除外とした。

○美浜発電所 3 号機 格納容器貫通部エリアにおける煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

運転中の美浜発電所 3 号機において、格納容器貫通部エリアにおいて、ケーブルトレイが耐火シートで天井まで覆われ、はりが設けられているような状態となっており、そこから 0.6m 以上必要なところ、約 0.2m の位置に煙感知器が設置されていることを検査官が確認した。

○美浜発電所 3 号機 1 時間耐火能力が要求される電動補助給水ポンプにおけるケーブルの系統分離不備（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

定期事業者検査中の美浜発電所 3 号機において、A 系電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管とケーブルトレイの間は 1 時間耐火パテが施されていたが、一部、十数センチにわたって耐火パテがなく内部の難燃シートが露出しており、系統分離が適切になされていない状態であることを検査官が確認した。

○美浜発電所 3 号機 不十分な調達管理による A - 非常用ディーゼル発電機定期試験中における自動停止（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

定期試験のため 2 台ある非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）のうち A - D/G を起動した際、中央制御室に「A ディーゼル発電機トリップ」警報が発信し、自動停止したため、事業者は運転上の制限を満足していないと判断した。

事業者は、当初偶発事象と判断したものの、同様の事象が高浜発電所2号機においても確認されたことから、事業者が追加で原因調査した結果、安全系電源母線切替え操作に伴い、D/Gが停止中にもかかわらず、自動同期併入装置が作動して、调速装置の速度設定値が増加することが確認された。この速度設定値増加は、上流側の設計要求がシーケンス図に反映されなかったことによるものと判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○美浜発電所3号機 電動補助給水ポンプエリアにおける補助給水機能に係る電線管等の系統分離の不備

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項4件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年12月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））

【第4四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○大飯発電所 3 号機 保全の実施不備による A ー循環水管ベント弁付近からの海水漏えい（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

運転中の大飯発電所 3 号機において、雨水による腐食で A ー循環水管ベント弁と循環水管の接続配管が貫通し、海水漏えいが発生した。

このため事業者は、A ー循環水ポンプを停止し、復水器の真空度を安定させるため、原子炉出力を約 7 0 % まで低下させた。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所 4 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○大飯発電所 4 号機 燃料取扱装置における不適切な是正処置について（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

2018 年、3 号機燃料取替装置においてゴム製 O リングの経年劣化による駆動用空気漏れが発生した際、是正処置として同一機種である 4 号機も含めてゴム製 O リングを使用した部位に対する適切な是正処置を実施すべきであったが、4 号機の同一機器を是正処置の対象にしなかった結果、2019 年、4 号機燃料取替装置において同様の空気漏れが再発していた。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 4 四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す

る。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 1号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備
(緑、SLIV (通知なし))【第2四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

○高浜発電所 1号機 スプリンクラー消火設備作動用の火災感知器の不適切な管理
(緑、SLIV (通知なし))【第3四半期】

検査官が、1号機中間建屋地上3階にある高感度主蒸気管モニタ検出器温度制御盤を消火対象としたスプリンクラー消火設備作動用の熱感知器及び煙感知器が、ビニール袋で覆われた状態であることを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 2 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備
(緑、S L IV (通知なし))【第 2 四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○高浜発電所 3 号機 ほう酸ポンプ室前の通路に設けられた煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

ほう酸ポンプ室前の通路天井に設置されていたケーブルトレイを 1 時間耐火シートで覆ったため天井面が約 9 0 c m 低くなり、煙感知器が周囲を囲まれた、くぼみに設置されていた。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○高浜発電所 3 号機 蒸気発生器伝熱管の損傷事象

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す

る。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社高浜発電所 4 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 5 件が確認された。

○高浜発電所 4 号機 充てん／高圧注入ポンプ配管室における煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

充てん／高圧注入ポンプ配管室の現場確認を実施したところ、天井に取り付けられている火災感知器のうち、煙感知器 1 台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で 1. 5 m 以上必要とされているところ、約 1. 1 m 離れた箇所に設置されていた。

○高浜発電所 4 号機 屋内消火栓元弁の不適切な管理（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

4 号機中間建屋 1 階にある屋内消火栓 1 台の消火水の供給元弁が、本来は全開状態であるべきところ、全閉状態であった。

○高浜発電所 固定式周辺モニタリング設備の伝送系の多様性確保に係る不備（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

固定式周辺モニタリング設備のモニタポストから中央制御室野外モニタ中央監視盤等への空間線量率の測定データの有線伝送が途絶えたことにより無線伝送も途絶えた。

○高浜発電所 4 号機 原子炉キャビティ除染工事の身体汚染における内部摂取判断の不備（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

4 号機原子炉キャビティ除染工事に従事していた作業者の鼻腔入口に 1 0 k c p m の汚染が計測された。事業者マニュアルの基本フローでは核種組成等の確認、鼻腔入口の汚染を吸入することによる内部摂取の可能性を評価することになっていたが実施していなかった。

○高浜発電所 4 号機 B 中央制御室外原子炉停止盤室の 3 時間耐火壁の電線管貫通部シールの未施工（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

検査官が、4号機 B中央制御室外原子炉停止盤室入口扉の電線管貫通部について、耐火シールが施工されていないことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項5件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L V」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機、2号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可され、3号機については建設中である。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機、3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年6月に、2号機に対しては令和2年10月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の深刻度評価のみ行った案件1件が確認された。

○四国電力株式会社伊方発電所における宿直中の重大事故等対応要員の無断外出 (S L IV (通知あり))【第2四半期】

社員が、宿直勤務中に無断で伊方発電所から外出し、その間、一時的に保安規定に定める重大事故等対応要員の必要な人数を満たしていない時間帯があったことが確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、深刻度評価のみ行った案件1件が確認されたが、深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 1号機、2号機、4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所1号機、2号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年4月に、2号機に対しては令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○玄海原子力発電所 3 号機 鉛遮蔽板の設置に伴う 1 次冷却材モニタの指示値低下（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

運転中の玄海原子力発電所 3 号機において、検査官が中央制御室の 1 次冷却材モニタのチャートを確認したところ、通常運転時よりも値が低下していた。これは、当該モニタの設置場所において、ケーブルトレイサポート工事のために鉛遮蔽板を設置していたことが原因と判明。当該工事に伴う他設備への影響について十分検討がされていなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であるこ

とから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○川内原子力発電所 1 号機 A 安全補機開閉器室及び制御棒駆動装置電源室における火災感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

事業者による火災感知器の設置状況の調査において、壁からの距離や換気口の空気吹出し口からの距離に関する消防法の設置条件を満足していない不適切な箇所への火災感知器の設置が確認された。

○川内原子力発電所 1 号機 施錠管理対象弁に対する不適切な施錠管理による誤操作防止の不徹底（緑、S L IV（通知なし））【第 3 四半期】

検査官が、施錠管理対象とされている弁について、施錠されていないもの及び施錠方法が不適切であり誤操作防止が図られていないもの又はそのおそれのあるものを複数確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 2 件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す

る。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

電源開発株式会社大間原子力発電所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が電源開発株式会社大間原子力発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設は建設中である。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

提出なし

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○日本原燃株式会社再処理事業所（再処理施設）放射線防護具（呼吸保護具）の不適切な選定方法について（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 1 四半期】

再処理施設セル内の高汚染区域における作業員（放射線業務従事者）への放射線防護計画の状況を確認していたところ、短時間作業（1 時間未満）の場合、適切な呼吸保護具が選定されない可能性がある手順（マニュアル）を運用し、不適切な保護具を選定していたことを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

日本原燃株式会社
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

なお、再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設は提出なし。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

再処理事業所 廃棄物管理施設

濃縮・埋設事業所 加工施設

濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設

公益財団法人核物質管理センター
六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用施設
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

- 公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター 低放射性グローブボックス内の火災事象（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第1四半期】
低放射性グローブボックス内部の廃棄物整理作業実施中、使用する試薬等の取扱いに関するルールが不足していたことにより、可燃性固体廃棄物を内包したポリ塩化ビニル製のバッグから発火した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることが

ら、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センターの核燃料物質使用施設
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設
大洗研究所 廃棄物管理施設
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設
大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設
原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）
大洗研究所（北地区） HTTR（高温工学試験研究炉）
原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-3
原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中
原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）
大洗研究所（北地区） JMTR（材料試験炉）※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-2 ※廃止措置中
原子力科学研究所 JRR-4 ※廃止措置中
大洗研究所（南地区） DCA（重水臨界実験装置） ※廃止措置中
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中

日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認された。

○日本核燃料開発株式会社の廃棄物セルに設置された自動火災報知設備の不適切な点検方法（追加対応なし、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

廃棄物セルに設置の自動火災報知設備は、テストスイッチによる警報吹鳴の点検だけが行われており、当該セル内の熱感知器の感知機能の点検が行われていなかった。

○日本核燃料開発株式会社における自動火災報知設備の点検の未実施及び不適切な記録（S L IV（通知あり））【第 2 四半期】

管理区域内一部エリアにある自動火災報知設備（火災感知器）について、保安規定や自主検査要領に基づき、定期的に点検を行い、結果を記録するとしていたが、点検が約 21 年にわたり実施されておらず、それにもかかわらず結果を正常として記録していたことが、社内で発覚した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件及び深刻度評価のみ行った案件 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

三菱原子燃料株式会社の加工施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が三菱原子燃料株式会社の加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○分析装置に対する使用前事業者検査の不備

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

株式会社日立製作所王禅寺センタのHTR
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が株式会社日立製作所王禅寺センタのHTRにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東芝エネルギーシステムズ株式会社
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

TTR-1 ※廃止措置中

原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設

原子力技術研究所 NCA ※廃止措置中

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける第 1 種管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施（追加対応なし、S L IV（通知あり））【第 2 四半期】

従業員が管理区域から退出する際、身体表面密度の検査を意図的に実施しなかった。当該従業員への聞き取り調査によると、検査を実施せず管理区域から退出したことが過去に複数回あった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項 1 件が確認されたが、重要度「追加対応なし」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人立教学院の立教大学原子力研究所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が学校法人立教学院の立教大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

学校法人近畿大学原子力研究所の U T R
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所の U T R において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

KUCA

核燃料物質使用施設

KUR

原子燃料工業株式会社
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

別記

東海事業所 加工施設
熊取事業所 加工施設

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

提出なし

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 4 年度の原子力規制検査は、令和 3 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

青森県原子力センター青森市駐在の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が青森県原子力センター青森市駐在の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センターの核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属
鉱業博物館の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人秋田大学国際資源学研究科附属鉱業博物館の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

福島県環境創造センター福島支所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が福島県環境創造センター福島支所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

J X 金属株式会社磯原工場の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が J X 金属株式会社磯原工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人東京大学大学院
工学系研究科原子力専攻の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

防衛省航空自衛隊第 3 補給処の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が防衛省航空自衛隊第 3 補給処の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社日本箱産業の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が株式会社日本箱産業の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの核燃料物質使用施設
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

日本中央競馬会新潟競馬場の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が日本中央競馬会新潟競馬場の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

北陸電力株式会社志賀原子力発電所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が北陸電力株式会社志賀原子力発電所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

株式会社日本トロン開発協会山梨営業所の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が株式会社日本トロン開発協会山梨営業所の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山の核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
東濃地科学センターの核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センターの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

ない。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

有限会社イーファームの核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が有限会社イーファームの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人京都大学工学部放射実験室の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人京都大学工学部放射実験室の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人奈良国立大学機構
奈良女子大学アイソトープ総合実験室の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学アイソトープ総合実験室の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センターの核原料物質の使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

帝人株式会社岩国開発センターの核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が帝人株式会社岩国開発センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

独立行政法人国立高等専門学校機構
新居浜工業高等専門学校の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校
の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合
的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施し
た。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認さ
れなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足して
おり、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す
る。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認され
た場合は、その限りではない。

三井金属鉱業株式会社三池事務所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が三井金属鉱業株式会社三池事務所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所の核燃料物質使用施設
令和 3 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 3 年度に原子力規制庁が旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 3 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 3 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 3 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

令和4年度 日常検査 検査計画(実用発電用原子炉) ※1 ※4

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東通	女川	柏崎刈羽	福島第二	東海	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:運転	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃止A	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	10	12	7	12	12	7	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3		
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	3	3	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2		
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4		
6	BO0010	サーベイランス試験	18	22	17	22	22	18	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5		
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	18	22	22	18	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	19	24	24	19	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
11	BO1070	運転員能力	5	5	5	5	5	5	※3	※3	※3	※3	1	※3	※3	※3	※3	※3		
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
14	BE0030	内部漏水防護	3	4	3	4	4	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
19	BE0100	津波防護	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	5	2	2	2	2	2		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
合計			146	163	140	163	163	141	50	42	50	66	56	45	54	46	46	50	0	0

(単位:サンプル数)

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料有り。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPIに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。
- (7)「建設A」: 建設段階にあつて新燃料未搬入。
- (8)「建設B」: 建設段階にあつて新燃料搬入済。

※1 令和3年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。

※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。

※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を設定する。

※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。

③令和4年度検査計画(チーム検査)

令和4年度 チーム検査 検査計画

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和4年度				令和5年度		備考	
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期		
1	BM0010	使用前事業者検査に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
2	BM1050	供用期間中検査に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
3	BM0100	設計管理	美浜					高浜 原燃再処理		
4	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)							
5	BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
6	BE0021	火災防護(3年)	美浜		大飯					
7	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
8	BE0080	重大事故等対応訓練のシナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)							
9	BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
10	BR0030	放射線被ばくALARA活動	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
11	BR0040	空气中放射性物質の管理と低減	東海第二	福島第二 玄海 JAEA再処理	川内	敦賀 島根	原燃再処理 伊方 女川	東北東通 高浜 大飯 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
13	BR0080	放射線環境監視プログラム	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
14	BR0090	放射線モニタリング設備	伊方 高浜	美浜 福島第二 JAEA再処理	女川 大飯	敦賀 東海第二	原燃再処理	東北東通 泊	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施	
15	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用	大飯	伊方 高浜	川内 玄海	美浜	大飯 高浜	伊方 川内		
16		核物質防護	泊 東北東通 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 福島第二 三菱原子燃料 大洗廃棄 JAEA再処理 原燃工東海 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 ふげん 浜岡 原燃工熊取 NMCC六ヶ所 MHI 東芝	泊 東北東通 原燃再処理 大間 RFS 女川 福島第二 東海第二 大洗廃棄 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 美浜 高浜 もんじゅ 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 原科研 大洗北 大洗南 京都大学 NFD 近畿大学 三菱電機	原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 大間 RFS 東海第二 JAEA再処理 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 敦賀 大飯 ふげん 浜岡 人形峠 島根 伊方 玄海 川内 核サ研 大洗北 大洗南 東京大学 NMCC東海	女川 三菱原子燃料 柏崎刈羽 美浜 原燃工熊取				

④令和4年度検査計画(政令第41条非該当施設等)

令和4年度原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査計画

番号	所在地	事業所名称	立入検査 (使用状況調査) 年度	実施予定時期 (注1)
1	青森	青森県原子力センター	—	第3四半期
2	青森	公益財団法人環境科学技術研究所	平成16年度	第3四半期
3	岩手	花輪鉱山株式会社	平成22年度	第2四半期
4	宮城	仙台市衛生研究所	平成21年度	第2四半期
5	宮城	国立大学法人東北大学大学院工学研究科	平成26年度	第1四半期
6	秋田	国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター	平成20年度	第2四半期
7	茨城	国立研究開発法人産業技術総合研究所つくば中央第七事業所(核原料)	平成21年度	第1四半期
8	茨城	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門	平成22年度	第1四半期
9	茨城	株式会社日立製作所日立研究所エネルギーイノベーションセンタ(日立分館)	平成30年度	第1四半期
10	茨城	三菱原子燃料株式会社	平成16年度	第4四半期
11	茨城	カガミクリスタル株式会社つくば工場	平成22年度	第2四半期
12	群馬	太陽誘電株式会社 R&D センター	平成22年度	第3四半期
13	埼玉	MHI原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室	平成19年度	第3四半期
14	千葉	富士フイルム富山化学株式会社千葉工場	平成22年度	第2四半期
15	東京	防衛装備庁陸上装備研究所	平成21年度	第2四半期
16	東京	株式会社リガク東京工場	平成22年度	第1四半期
17	東京	海上保安庁海洋情報部	平成13年度	第3四半期
18	神奈川	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎	平成22年度	第2四半期
19	神奈川	東芝マテリアル株式会社	平成27年度	第1四半期
20	神奈川	日本たばこ産業株式会社たばこ中央研究所	平成22年度	第4四半期
21	神奈川	日本冶金工業株式会社川崎製造所	平成22年度	第2四半期
22	神奈川	富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場	平成22年度	第3四半期
23	神奈川	三菱電機株式会社情報技術総合研究所	平成21年度	第2四半期
24	神奈川	東京都市大学原子力研究所	平成22年度	第3四半期
25	新潟	新潟県立教育センター	平成22年度	第4四半期
26 ^{※1}	新潟	水信辰徳(核原料)	—	第4四半期
27	福井	福井県原子力環境監視センター	平成13年度	第3四半期
28	福井	太陽鉱工株式会社福井工場	平成22年度	第3四半期
29	長野	株式会社コシナ小布施事業所	平成22年度	第2四半期
30	長野	国立大学法人信州大学基盤研究支援センター生命科学分野遺伝子実験支援部門	平成22年度	第2四半期
31	静岡	日本軽金属株式会社清水工場	平成22年度	第1四半期
32	静岡	静岡県立大学	平成22年度	第1四半期
33	愛知	国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター	平成13年度	第4四半期
34 ^{※1}	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	—	第4四半期

(注1)実施予定時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和3年度から検査実施を延期したもの。

(原子炉等規制法施行令第41条非該当核燃料物質使用者は190、核原料物質使用者は18(令和4年2月1日時点))

(別紙 4)

番 号
令和〇年〇月〇日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評価について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
四国電力株式会社
中国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
日本原燃株式会社
公益財団法人核物質管理センター
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
日本核燃料開発株式会社
三菱原子燃料株式会社
MH I 原子力研究開発株式会社
国立大学法人東京大学
学校法人五島育英会
株式会社日立製作所
東芝エネルギーシステムズ株式会社
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
学校法人立教学院
学校法人近畿大学
国立大学法人京都大学
原子燃料工業株式会社
リサイクル燃料貯蔵株式会社
青森県知事
国立大学法人秋田大学
福島県知事
J X 金属株式会社
防衛省航空自衛隊
株式会社日本箱産業
日本中央競馬会
株式会社日本トロン開発協会
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
有限会社イーファーム

国立大学法人奈良国立大学機構

帝人株式会社

独立行政法人国立高等専門学校機構

三井金属鉱業株式会社

旭化成株式会社